



2019年2月、税関の重要政策と最新動向

希少疾病用医薬品の増値税政策に関する通達(財政部、税関総署、国家税務総局、国家薬品監督管理局公告 [2019] 24 号)

財政部、税関総署、国家税務総局及び国家薬品監督管理局は共同して希少疾病用医薬品の増値税政策に関する通達を公布した。同通達によると、2019 年 3 月 1 日から、増値税一般納税者が国家薬品監督管理部門の認可を得て登録された希少疾病用医薬品の生産販売、卸売、小売を行う場合、簡易課税方式に基づく税率 3%の増値税額を選択して納付できる。輸入希少疾病用医薬品については、3%の軽減税率が適用され、輸入増値税を徴収する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

2019年度の良質種子類資源輸入免税政策に関する通達(財関税 [2019] 7号)

財政部、税関総署及び国家税務総局は、2019 年 2 月 11 日付けで「2019 年度の良質種子類資源輸入免税政策に関する通達」を公布した。同通達によると、第 13 次 5 か年計画期間に輸入される種子(苗)、種畜(家禽)、幼魚(苗)及び種用野生動植物種源の輸入増値税を引き続き免除する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

中国・チリ自由貿易協定における一部の輸入貨物に対する協定税率適用に関する通達(税委会[2019] 8 号)

国務院関税税則委員会は、2019年2月12付けで「中国・チリ自由貿易協定における一部の輸入貨物に対する協定税率適用に関する通達」を公布した。同通達によると、チリ原産の一部の輸入貨物に適用される協定税率が定められた。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

総合保税区における「四自一簡」(自主届出、合理的消込サイクルの自主決定、自主査定・申告、自主税金追納及び税関による業務審査手続の簡素化)監督管理新措置の実施関連事項に関する公告 (税関総署公告[2019] 26号)

税関総署は2019年2月1日付けで総合保税区において、「四自一簡」(自主届出、合理的消込サイクルの自主決定、自主査定・申告、自主税金追納及び税関による業務審査手続の簡素化)監督管理改革の実施を公表し、下記のとおり公告した。

税関認定の企業信用状况が一般信用レベル以上である企業は、「四自一簡 モデルを適用できる。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

総合保税区における保税研究開発業務の展開支援に関する公告 (税関総署公告 [2019] 27号)

税関総署は2019年2月1日付けで、総合保税区における保税研究開発業務の展開支援に関する公告を下記のとおり公布した。

- 1 有形資材・部品、試薬、消耗品及びサンプル品(以下「研究開発用資材・部品」)等を使用して研究開発業務を行う総合保税区内企業は、本公告の適用対象となる。
- 2 区内企業は下記の要件を満たす場合、保税研究開発業務を行える。
 - 国の担当官庁又は総合保税区の行政管理機関から保税研究開発業務に係る許認可を得ている。
 - 税関認定の企業信用状況が一般信用レベル以上である。
 - 保税研究開発業務の展開に必要な場所及び設備を有し、研究開発用資材・部品や研究開発成果に対して専門的に管理できる。
- 3 保税研究開発業務を行う区内企業は、保税研究開発専用電子帳簿/手帳を設置し、研究開発用部材や研究開発成果等に関する 情報を記載する電子台帳を作成しなければならない。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

総合保税区内企業による国内(区外)企業委託加工業務の請負支援に関する公告(税関総署公告 [2019] 28号)

税関総署は2019年2月1日付けで、総合保税区内企業による国内(区外)企業委託加工業務の請負支援に関する公告を公布した。

- 1 本公告における「委託加工」とは、区内企業が区外企業からの委託を受け、提供された資材・原材料等を加工し、加工後の製品を国内(区外)に全量搬出し、加工賃を受け取り、税関に納税する行為をいう。委託加工貨物は委託加工資材・部品、完成品、不良品、廃棄物、副産物、端材を含む。
- 2 区内企業は国の定める輸出入禁止対象品目の委託加工業務を行ってはならない。
- 3 区内企業が委託加工業務を行うためには、下記の要件を満たさなければならない。
 - 税関認定の企業信用状況が一般信用レベル以上である。
 - 当該業務を行うために必要な場所及び設備を有し、委託加工貨物をその他の保税貨物と区別して管理、保管する。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

国外から総合保税区に搬入された食品に対する検査・試験、通関許可関連事項に関する公告(税関総署公告 [2019] 29 号)

税関総署は2019年2月2日付けで、国外から総合保税区に搬入された食品に対して「サンプリング実施後、通関許可」という監督管理を実施することを決定し、下記のとおり公告した。

- 1 総合保税区内に輸入された食品を国内に搬入する必要がある場合、総合保税区で検査検疫による合格評定を行い、複数回に分けて総合保税区からの搬出を許可することができる。実験室での検査を必要とする場合、下記の要件を満たした上で、サンプリングの実施後、総合保税区からの搬出を許可することができる。
 - 輸入業者が輸入食品について中国の食品安全国家基準及び関連検査要求を満たしていることを認めている。
 - 輸入業者が食品輸入記録及び販売記録制度を整備し、それを厳格に実施している。
- 2 実験室での検査によって安全衛生項目が不合格と判定された場合、輸入者は自発的にリコール措置を取り、それに関する法的責任を 負わなければならない。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

国外から総合保税区に搬入された動植物製品の検査項目に対する「先入区、後検査」(先に搬入して後に検査)の実施関連事項に関する公告(税関総署公告 [2019] 第 36 号)

税関総署は2019年2月27日付けで、国外から総合保税区に搬入された動植物製品の検査項目に対して「先入区、後検査」(先に搬入して後に検査)という監督管理モデルを実施することを決定した。同公告によると、動植物製品は、通関地で動植物検疫手続を終えた後、検査を要する項目(例えば、重金属、生物毒素等)について、先に総合保税区内の監督管理倉庫に搬入して、その後、税関が関連検査項目のサンプリング検査及び総合評定を行い、検査結果に応じて処理できる。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

「2019 年中国北京国際園芸博覧会に関する税関通関上の留意事項」の公布に関する公告(税関総署公告 [2019] 37号)

税関総署公告 [2019] 37 号は、2019 年中国北京国際園芸博覧会の準備期間、開催期間に適用され、園芸博覧会に関する税関届出、一時輸入展示品の総担保、特殊展示品の輸入許可、輸入物資の通関等の税関監督管理事項を明確にした。詳細は同公告の付属文書をご参照ください。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。



各地域の税関政策の最新動向

北京税関公告 2019 年第 4 号(北京税関 [2019] 4 号)

北京税関は、「京関分類」という商品分類情報サービス公共プラットフォームを開発し、稼働運用している。同プラットフォームは下記のモジュールで構成される。

1 「通関データ」モジュールには、統合された北京税関の過去の通関商品分類情報 32 万件以上が含まれる。

- 2 「税則検索」モジュールは、当年度の「中華人民共和国輸出入税則」情報を提供する。
- 3 「その他の検索」モジュールには、「全国重点商品」、「税則注釈」、「本国細目注釈」、「商品分類決定」、「商品分類の行政裁定」などの5つのサブモジュールが含まれる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

北京税関公告 2019 年第5号 (北京税関 [2019] 5号)

北京税関は、管轄区域内での高級認証企業による保証免除申請の試行を決定し、下記のとおり公告した。

- 1 試行に参加する高級認証企業 23 社は北京税関に保証免除を申請できる。審査に通過した後、企業は企業保証状をもって、特定の 税関業務を行える。
- 2 保証免除申請を適用できる試行対象業務は、一時輸出入貨物、修理のための輸入貨物、減免税手続中の貨物である。
- 3 試行企業に保証免除有効期間中に信用格下げ、期限内での保証対象業務の未完了、密輸や不正の疑い、税金納付延滞などの状況が発生した場合、税関は保証免除試行企業資格を取り消す。
- 4 北京税関は保証免除の試行開始から1年後に実施状況について評価し、その結果に基づき高級認証企業の保証免除申請関連業務を改善する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

中国(天津)自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域における保税リース業務の関連管理規定に関する公告 (天津税関 [2019] 1 号)

天津税関は2019年2月2日付けで、保税リース業務の関連管理規定に関する公告を下記のとおり公布した。

- 1 同公告は中国(天津)自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域で行われる輸入リース業務に適用される。
- 2 リース業者は税関の現行規定に従ってリース対象貨物を帳簿/手帳によって管理し、税関の審査を受けなければならない。
- 3 リース業者又は借受企業は税関にリース対象貨物の輸出入申告書又は届出リストを提出する必要がある。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

中華人民共和国青島税関 2019 年第 2 号公告(青島税関 [2019] 2 号)

青島税関は、総合保税区に拠点を置く予定のある企業の輸入自社用機器設備に対する総合保税区税収政策の早期適用を図り、2019年2月21日付けで関連事項を下記のとおり公告した。

- 1 総合保税区が国務院の承認を受けて設立された日から、企業は総合保税区所在地の管轄税関に登録を申請する。
- 2 企業は、総合保税区所在地の管轄税関に下記の資料を提出しなければならない。
 - 企業申請書及び機器設備リスト
 - 総合保税区所在地の地級市人民政府が交付した証明資料
 - 総合保税区所在地の管轄税関は上述の要件を満たす企業のために設備電子帳簿/手帳を設置する。

| 3 企業は総合保税区が本格的に稼働を開始する前、税関に設備電子帳簿/手帳以外の他の電子帳簿/手帳の設置を申請してはなりない。上述の機器設備は取り付け、調整・試運転の目的のみで使用できる。 | |
|---|--|
| 同公告は公布日より施行される。 | |
| 詳細は <u>こちらのリンク</u> をご参照ください。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

お問合せ先

華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: <u>ec.zhou@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (10) 8508 7610</u>

Lisa Li 李 輝

Director ディレクター

Email: <u>lisa.h.li@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (10) 8508 7638</u>

華中·華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔 Partner パートナー

Email: <u>jie.xu@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (21) 2212 3678</u>

華南地域

Vivian Chen 陳蔚 Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198